

平成30年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年3月23日

開会

日程第1 平成30年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成30年第
1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第2号 瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実
施要綱の制定について

日程第4 承認第3号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決
処分について

日程第5 議案第13号 瑞穂市教育の情報化推進計画の策定について

日程第6 議案第14号 平成30年度瑞穂市教育の方針と重点について

日程第7 議案第15号 教育用ICT機器購入について

日程第8 議案第16号 瑞穂市総合センター舞台機構設備吊り物駆動部更新工
事の計画について

日程第9 議案第17号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について

日程第10 議案第18号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

日程第11 議案第19号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

日程第12 教育長の報告

日程第13 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成30年4月2日（月）午後2時30分から

閉会

報告第 2 号

瑞穂市多子世帯病児・病後児保育料無料化事業実施要綱を制定する告示
について

瑞穂市多子世帯病児・病後児保育料無料化事業実施要綱を制定する告示を別
紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

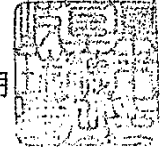
病児・病後児保育を利用する多子世帯の経済的負担を軽減するため、要綱を
制定するもの。

瑞穂市告示第49号

瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱を次のように定める。

平成30年3月20日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明



瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、病児・病後児保育を利用する多子世帯の経済的負担を軽減するために交付する多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児・病後児保育 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の4に規定する「病児対応型」、「病後児対応型」及び「体調不良児対応型」をいう。
- (2) 多子世帯 3人以上の児童を現に扶養する世帯をいう。
- (3) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 利用料 病児・病後児保育を利用した児童の保護者が、病児・病後児保育施設に支払った費用のうち、飲食物に係る費用、消耗品の購入に係る費用、延長料金等を除くものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内に住所を有し、病児・病後児保育を利用する多子世帯の児童の保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保護者が支払った病児・病後児保育の利用料の全額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金申請書（様式第1号）に利用料に係る領収書を添えて、病児・病後児保育を利用した日の属する月の末日から起算して6月以内に市長に申請するものとする。ただし、市長が特別

の事情によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けたときは、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に利用した病児・病後児保育について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。なお、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報を閲覧・調査・確認することに同意します。

児童氏名	生年月日	利用の有無	病児・病後児保育 利用施設名	利用日	利用料
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

交付申請額

円

※利用の有無にかかわらず、保護者が扶養する全ての児童について記入すること。

添付書類 病児・病後児保育施設が発行した利用料に係る領収書

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金については、次のとおり決定したので、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱第6条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 却下の理由

様式第3号（第7条関係）

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金請求書

年 月 日

瑞穗市長 宛

申請者 (保護者)

住所

印

電話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱第7条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店			
	農協		信用組合		支店 出張所			
	普通 納税	当座 貯蓄	口座番号					
ゆうちょ銀行	記 号			番 号				
フリガナ								
口座名義人								

承認第 3 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成 30 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定によるもの。

議案第 13 号

瑞穂市教育の情報化推進計画の策定について

瑞穂市教育の情報化推進計画の策定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育振興基本計画における「グローバル化対応教育の推進」や「ICT 教育推進事業」の基本施策に基づき、教育の情報化を具現化するため瑞穂市教育の情報化推進計画を策定するもの。

瑞穂市教育の情報化推進計画



1 目的

- ◇「瑞穂市第2次総合計画」 誰もが未来を描けるまち瑞穂 ～選ばれるまちをめざして～
- ◇「瑞穂市教育振興基本計画」 基本施策(4)グローバル化対応教育の推進 ③ICT教育推進事業

「瑞穂市教育の情報化推進計画」

- ◎「教育の情報化」の基本的な考えと進むべき方向性を明らかにする
- ◎「基本計画」等に掲げる目標の達成と各種施策の確実な実行を推進する

全ての児童生徒に「生きる力」につながる確かな学力を身に付けさせる

2 次期学習指導要領

- ◇情報活用能力
 - ・ ・ ・ 学習の基盤となる資質・能力
- ◇学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実

3 「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について(通知)」

- ◇平成32年度に向けて、計画的に学校ICT環境整備を進めていく必要があることを踏まえた「整備方針」

4 瑞穂市の現状

- (1) 児童生徒・教員の実態 発展的な学び、表現力に課題
- (2) ICT機器の整備状況 ICT環境の整備を計画的に進めていく必要

5 教育の情報化に向けた基本的な構え

(1) 基本目標

- ◇ICT機器を活用し情報活用能力を段階的に指導
 - **学習の基盤となる資質・能力を育成**
- ◇主体的・対話的で深い学びができる授業を創造するための指導改善
 - **「生きる力」につながる確かな学力**

(2) 基本方針とその推進目標及びその達成に向けた取組方策

- 方針1: 21世紀を生きる子どもたちに「生きる力」につながる確かな学力を育む
- 方針2: 体系的に情報教育を推進する
- 方針3: 教員のICT活用指導力や授業力を高めるための支援体制の充実
- 方針4: 特別支援教育におけるICTの活用の充実
- 方針5: ICTを活用した家庭・地域との連携の強化
- 方針6: 校務の情報化を通じた個人情報管理と校務の負担軽減
- 方針7: 費用対効果を考えたICT環境整備

瑞穂市教育の情報化推進計画（案）

（平成30年度～平成32年度）



瑞穂市教育委員会

平成30年3月

瑞穂市教育の情報化推進計画 目次

- 1 瑞穂市教育の情報化推進計画の目的
- 2 次期学習指導要領より
- 3 「平成30年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針について（通知）」より
- 4 瑞穂市の現状
 - （１）児童生徒・教員の実態
 - （２）ＩＣＴ機器の整備状況
- 5 教育の情報化に向けた基本的な構え
 - （１）基本目標
 - （２）基本方針とその推進目標及びその達成に向けた取組方策

方針１：21世紀を生きる子どもたちに「生きる力」につながる確かな学力を育む

方針２：体系的に情報教育を推進する

方針３：教員のＩＣＴ活用指導力や授業力を高めるための支援体制の充実

方針４：特別支援教育におけるＩＣＴの活用の充実

方針５：ＩＣＴを活用した家庭・地域との連携の強化

方針６：校務の情報化を通じた個人情報の確かな管理と校務の負担軽減

方針７：費用対効果を考えたＩＣＴ環境整備

1 瑞穂市教育の情報化推進計画の目的

瑞穂市は、平成28年3月に「瑞穂市第2次総合計画」を策定し、「誰もが未来を描けるまち瑞穂 ～選ばれるまちをめざして～」を推進しています。この第2次総合計画に基づき「瑞穂市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。この「基本計画」の「基本施策（4）グローバル化対応教育の推進 ③ICT教育推進事業」に基づいて具体化を図っています。

「瑞穂市教育の情報化推進計画」は、瑞穂市学校教育における「教育の情報化」の基本的な考えと進むべき方向性を明らかにするとともに、「基本計画」等に掲げる目標の達成と各種施策の確実な実行を推進し、全ての児童生徒に「生きる力」につながる確かな学力を身に付けさせることを目的として策定するものです。

2 次期学習指導要領より

平成29年3月に公表された次期学習指導要領（小学校：平成32年度全面実施，中学校：平成33年度全面実施）では、教育の情報化について以下のように示されました。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- （1）各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

（小・中学校学習指導要領5頁：2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成）

- （3）第2の2の（1）に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

（小学校学習指導要領8頁：第3 教育課程の実施と学習評価より）

- （3）第2の2の（1）に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

（中学校学習指導要領8頁：第3 教育課程の実施と学習評価より）

このように次期学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。そして情報活用能力を育成していくために、学校のＩＣＴ環境整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実に配慮することが示されています。

３ 「平成３０年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針について（通知）」より

（平成２９年１２月 文部科学省 （以下「整備方針」という）

次期学習指導要領が実施される平成３２年度に向けて、自治体において計画的に学校におけるＩＣＴ環境整備を進めていく必要があることを踏まえ、「整備方針」には、これからの学習活動を支えるＩＣＴ環境について以下のように示されています。

ＩＣＴ機器	整備対象	対象学校種
大型提示装置（電子黒板）	普通教室＋特別教室	全校種
実物投影装置	普通教室＋特別教室	小・特支学校
学習者用コンピュータ	３クラスに１クラス分程度	全校種
指導者用コンピュータ	授業する教員に１台	
学習用ツール ※	全コンピュータ数分	
無線 LAN	全教室	
校務用コンピュータ	教員１人１台	
学習者用コンピュータ（予備用）	複数の予備機の配備	
有線 LAN	PC 室，職員室及び保健室等	
学習用サーバ	学校１台	
校務用サーバ	教育委員会毎に１台	
ソフトウェア	統合型校務支援システム セキュリティソフト	

※ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア ～「整備方針」より～

また、ＩＣＴ環境整備については、「学校におけるＩＣＴ環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ（平成２９年８月）」に「学校用ＩＣＴ機器等の効率的な普及展開や調達の在り方等，低価格化（低価格の学習用コンピュータをより多く調達し，より多くの児童・生徒が，ＩＣＴを活用した学習活動が行えるようにすることを優先）に向けた検討を行うことが必要」であることも示されています。これらのことを踏まえて，ＩＣＴ環境整備を進めていく必要があります。

4 瑞穂市の現状

(1) 児童生徒・教員の実態

平成29年7月（3中学校への電子黒板・デジタル教科書等の整備前）に市内全小中学校（小4～中3）を対象にアンケートによる意識調査を実施し、以下のような結果となりました。

「1点 ほとんどそう思わない」「2点 あまりそう思わない」「3点 わりにそう思う」「4点 はっきりとそう思う」

質問内容	市内
授業に集中して意欲的に取り組んでいると思いますか。	3.11
授業では、じっくり考えて、自分の考えを深めていると思いますか。	3.12
授業では、色々な場面で仲間と協力して学習していると思いますか。	3.24
授業で学んだことを家でさらに調べたり、練習したりしたいと思いますか。	2.77
自分の意見や考えを仲間に分かりやすく伝えていると思いますか。	2.78

市内小中学校において、授業に対して前向きで、仲間と協力して学習できていると感じている児童生徒が多く、「主体的・対話的で深い学び」の基盤が整えられてきていることがうかがえます。

しかし、授業で学んだことをより発展的に学び、深めたり確かにしたりすることや、自分の意見を分かりやすく仲間に伝えていく表現力については、十分ではないと感じている児童生徒も多く、課題といえます。

続いて教員の意識調査は、以下のような結果でした。

質問内容	市内
授業では、児童生徒の集中力が向上し、児童生徒が楽しく学習することができていると思いますか。	2.92
児童生徒は、色々な場面で仲間と積極的に教え合いをし、グループやペア活動に積極的に参加していると思いますか。	2.89
児童生徒は、学んだことをさらに調べたり、練習したりしていると思いますか。	2.47
児童生徒は、自分の意見や考えを仲間に分かりやすく伝えていると思いますか。	2.58

児童生徒の数値ほどは高くありませんが、教員も児童生徒が前向きに仲間と協力して学習できていると感じています。また、授業で学んだことをより発展的に学び、深めたり確かにしたりすることや、自分の意見を分かりやすく仲間に伝えていく表現力については、児童生徒と同様に弱さを感じています。

(2) ICT機器の整備状況

現在の瑞穂市のICT機器の整備状況を、「整備方針」で示されているものに照らし合わせると、以下のようになります。

「整備方針」に示されているもの		瑞穂市の整備状況（平成29年度）
大型提示装置（電子黒板）	普通教室＋特別教室	全中学校（普通教室＋特別教室） 1小学校（6台） （全小学校 1台）
実物投影装置	普通教室＋特別教室	全中学校（普通教室＋特別教室） 1小学校（6台） （全小学校 数台）
学習者用コンピュータ （コンピュータ室のPC） （タブレット端末）	3クラスに1クラス分程度 （PC1台あたり3人程度）	全小中学校PC室に40台 全中学校，1小学校と1中学校の特別支援学級に移動可PC（タブレット端末） 合計56台 （PC1台あたり11.1人）
指導者用コンピュータ	授業する教員に1台	全中学校（普通教室＋特別教室） 1小学校（6台）
学習用ツール	全コンピュータ数分	学習者用コンピュータ，指導者用コンピュータ，校務用コンピュータの台数分
無線LAN	全教室	全中学校（特別教室） 1小学校，1中学校（可動式）
校務用コンピュータ	教員1人1台	整備済
学習者用コンピュータ （予備用）	複数の予備機の配備	なし
有線LAN	室，職員室及び保健室等	整備済
学習用サーバ	学校1台	整備済
校務用サーバ	教育委員会毎に1台	なし
ソフトウェア	統合型校務支援システム セキュリティソフト	なし

市内全中学校の普通教室や特別教室に整備された電子黒板等（大型提示装置）や有線LAN，学習用サーバのように整備済のものもありますが，平成32年度の次期学習指導要領の全面実施に向けて，「整備方針」に基づいたICT環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

5 教育の情報化に向けた基本的な構え

（1）基本目標

「1 次期学習指導要領より」，「2「整備方針」より」，「3 瑞穂市の現状」を踏まえ，瑞穂市の教育の情報化における基本目標（瑞穂市がめざすICT教育）を以下のとおり定めるものとします。

全ての教員が，ICT機器を従来型の学習形態（板書・ノート・説明・体験活動等）と融合させて活用するとともに，情報活用能力を段階的に指導し，学習の基盤となる資質・能力を育成します。また，子どもたちが仲間と協働しながら主体的・対話的で深い学びができる授業を創造するための指導改善に努め，**子どもたちに「生きる力」につなげる確かな学力**を育む教育を実現します。

(2) 基本方針とその推進目標及びその達成に向けた取組方策

瑞穂市では、次に示す基本方針に沿った具体的な推進目標として、以下のとおり計画期間中における目標値を設定するとともに、その達成に向けた取組を推進します。目標値については、毎年見直しを行うとともに、実態等に応じて修正を図ります。

方針１：２１世紀を生きる子どもたちに「生きる力」につながる確かな学力を育む

I C T機器を普段の授業の中で効果的に活用することで、瑞穂市の児童生徒の実態で明らかになった課題である「授業で学んだことをより発展的に学び、深めたり確かにしたりすることや、自分の意見を分かりやすく仲間に伝えること」ができる児童生徒を育ていきます。

【アンケートによる意識調査「もっと学びたい、できるようになりたいという気持ちがありますか」という質問に対して「３点 わりにそう思う」「４点 はっきりとそう思う」肯定的な回答をする児童生徒の割合】

小学校：平均 92.0%以上

中学校：平均 90.0%以上

(参考：平成 29 年 7 月調査 小学校 87.8% 中学校 86.3%)

- ◎子どもたちの学習意欲を高め、I C T機器を効果的に活用した学習を進めるための前提として、児童生徒が落ち着いた雰囲気の中で学習に集中し、聞く・話す・書く等の学び方や学習規律の定着を図ります。
- ◎I C T機器をより効果的に活用していくために、具体例を示した活用集を作成します。
- ◎I C T機器が導入された学校・学級では、各授業においてI C T機器をどの場面で活用すると効果的かを考え毎時間 1 回以上は活用し、児童生徒の学習意欲や学びが高まるように努めます。

方針２：体系的に情報教育を推進する

瑞穂市としての体系化を図り、共通実践によって子どもたちの情報活用能力を高めます。

【アンケートによる意識調査「電子黒板に文字を書くなどの操作は、苦手意識をもたずにできますか」という質問に対して「３点 わりにそう思う」「４点 はっきりとそう思う」肯定的な回答をする児童生徒の割合】

小学校：平均 80.0%以上

中学校：平均 90.0%以上

- ◎「総合的な学習の時間」以外にも、各教科等の学習活動の中に情報教育の内容を位置付け、情報活用能力を育成します。そのために、各教科等の指導計画(「みずほプラン」)の見直しを図ったり、市教委訪問や公表会、校外研修の指導案にI C T機器を活用す

る場면을位置付けたりします。

- ◎情報活用能力の育成に系統性をもたせ、小学校・中学校それぞれの段階で身に付けておくべき情報活用能力を明らかにするとともに、確実に身に付けられるように指導します。
- ◎平成27年6月に採択された「瑞穂市中学校ネットプロミス」を基に、ネットやスマートフォン等を安全に正しく利用するために守るべきルールや問題への対処法等、情報モラルを身に付けられるように指導します。

方針3：教員のICT活用指導力や授業力を高めるための支援体制の充実

ICTを活用し、子どもたちの情報活用能力を高めていくために、教員のICT活用指導能力や授業力を高めるための支援体制の充実を図ります。

【アンケートによる意識調査「ICT機器を授業の目的に応じて、色々な場面で効果的に活用しよう」と授業づくりの工夫改善に努めていますか」という質問に対して「3点 わりにそう思う」「4点 はっきりとそう思う」肯定的な回答をする教員の割合】

平均80.0%以上 （参考：平成29年7月調査 42.8%）

- ◎情報教育担当者研修を市教委の研修として定期的に位置付け、研修と実践のサイクルが密になるようにします。
- ◎情報教育支援教員は、授業提案、教材作成、ICT機器準備など、授業に直接関わる支援を充実させます。また、校内研修においては、各学校や個のニーズに応じた支援をします。
- ◎定期的に教員のICT活用指導力と活用方法を含めた活用率の調査を行い、その変化や問題点に対して適切な支援、助言、指導を行います。

方針4：特別支援教育におけるICTの活用の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてICT機器を活用することで、各教科や自立活動等における学びの効果を高められるようにします。

【特別支援学級における学習用コンピュータの1校当たり平均延べ利用回数】

平均1回／日以上

- ◎特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習用ソフトウェアの調査・研究を行い、必要に応じて学校の判断により購入・活用できるようにします。
- ◎個々の学習の困難さを補い、内容の理解を助けることで学習意欲を高めたり、達成感

を味わったりできるようにするために、電子黒板やデジタル教科書等の各種機能（読み上げやルビ表示等）を効果的に活用します。

方針５：ＩＣＴを活用した家庭や地域等との連携の強化

積極的に学校や子どもたちの様子を発信することで、学校・家庭・地域等が一体となって、子どもたちの成長を見守り、支援していくことができるような体制づくりに努めます。

【市内小中学校のホームページ平均更新回数】

平均 1 回／週以上

- ◎家庭や地域への連絡、情報提供の手段として、市内緊急メール配信システムを統合するとともに、効果的な活用方法を検討します。
- ◎各学校において、授業参観や懇談会、公表会等でＩＣＴを活用した授業公開や取組事例紹介を行うことで、保護者や地域住民に子どもたちの学習活動を知ってもらうとともに、ＩＣＴを活用した学習への理解と協力を図ります。
- ◎地域の大学等とも連携し、専門的な指導・助言を受けながら、教育の情報化を推進します。

方針６：校務の情報化を通じた個人情報の確かな管理と校務の負担軽減

統合型校務支援システムを導入し、個人情報管理機能を活用した情報セキュリティの向上と校務の負担軽減に努めます。

情報漏えい等セキュリティ事故の発生件数 〇

- ◎児童生徒の個人情報及び個人情報を含む文書等を校務用サーバで一元管理するとともに、データ管理をマニュアル化し、各学校においてマニュアルの徹底を図ります。
- ◎共有フォルダ、グループウェア、指導案や資料等、市内の情報共有を安全かつスムーズに行えるようにすることで、校務の効率化を図り、時間的なゆとりを生み出します。

方針７：費用対効果を考えたＩＣＴ環境整備

「教育情報セキュリティに関するガイドライン（平成２９年１０月 文部科学省）」を踏まえ、安全と使いやすさを兼ね備えたネットワークを構築するとともに、平成３２年度の次期学習指導要領の全面実施に向けて、「整備方針」に基づいたＩＣＴ環境の整備を計画的に進めていきます。

<ICT環境整備計画>

ICT機器	平成29年度 2017年	平成30年度 2018年	平成31年度 2019年	平成32年度 2020年
大型提示装置（電子黒板）	全中学校 1小学校（6台）	小学校（高，特支， 一部特別教室）	→	全小学校（普通， 特別教室）
実物投影装置	全中学校 1小学校（6台）	小学校（高，特支， 一部特別教室）	→	全小学校（普通， 特別教室）
学習者用コンピュータ （コンピュータ室のPC） （タブレット端末） 予備用も含む			→	3クラスに1ク ラス分程度
指導者用コンピュータ	全中学校 1小学校（6台）	小学校（高，特支， 一部特別教室）	→	全小学校（普通， 特別教室）
学習用ツール			→	可動式端末導入 パソコン室入替 時に整備
無線LAN	全中学校（特別教 室）		→	全小中学校 無線LAN整備
校務用コンピュータ			→	定期的に入替
有線LAN			→	全小中学校 無線LAN整備
学習用サーバ			→	全小中学校整備
校務用サーバ			→	センターサーバ 整備
ソフトウェア			→	統合型校務支援 システム整備 二要素認証シス テム整備

◎情報教育担当者や管理職を対象に「教育情報セキュリティに関するガイドライン（平成29年10月 文部科学省）」に関する研修を行うことで，教育情報セキュリティに対する意識を高めます。

参 考

瑞穂市100年アーカイブ構想（仮称）

ICT環境整備を進めていくことと併せて，「瑞穂市100年アーカイブ構想（仮称）」として，瑞穂市の「地域の歴史や文化」「祭りなどの地域活動」「郷土ゆかりの人物」「昔話や口伝」など，遺跡・史跡，風俗習慣，建造物，産業・特産物，行政，教育，災害記録等を「デジタル郷土資料館」のようにまとめていくことを考えています。デジタル化することにより，文化資源等の公開やネットワーク等を通じた利用も容易になるだけでなく，オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らし，将来的にも資料の傷みを最小限にします。

また，学校生活における子どもたちの学びや教師の学習指導案などの資産もデジタル化して残し，50年後，100年後の貴重な資料としていくことも考えています。